

工場立地法検討小委員会報告書の 結果を受けた省令改正等についての報告

平成 23 年 11 月
立地環境整備課

報告書の概要

地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会では、行政刷新会議規制改革分科会等からの規制改革要望、東日本大震災、我が国の産業空洞化等の懸念を受け、工場立地法における規制緩和等について審議し、地域準則制度の一層の活用、植栽規定の見直し等制度改正の方向性を平成 23 年 7 月にとりまとめた。

改正の概要

(1) 地域準則制度の一層の活用

① 地域準則を定める際の自由度の拡大

工業専用地域における緑地面積の割合の下限を 10% から 5% まで地域準則の制定権限を拡大。さらに、緑地として認められる屋上緑地等の重複緑地の算入率を、自治体の判断で緑地面積の 25% から 50% の間で設定できるよう措置。

② 地域準則の区域の区分の明確化

山林地域や農村部地域等の用途地域の定めのない地域において、新たな区域区分を追加し、自治体が実際の土地利用のあり方に応じた地域準則の割合を決定できるよう措置。

(2) 植栽規定の見直し

植栽規定の面積や木の本数の要件を撤廃、小規模な緑化を推進している事例を適正に評価できる仕組みを導入。

(3) 手続の迅速化・簡素化の取り組みの推進

事業者の届出負担軽減、手続き迅速化に繋がる見直しを推進。

改正に係るスケジュール

9 月 30 日 (金)

公布・施行、HP 公開

11 月末日途

運用例規発出